

防衛省仕様書改正票

D S P

Y 7007F(1)

1号TNT爆破薬

制定 昭和56年 3月27日

改正 令和 4年 3月11日

(CHARGE, DEMOLITION)

この改正票は、DSP Y 7007F(1号TNT爆破薬)についてのものでありDSP Y 7007Fと併用される。

4.1.2 外装

“外装は、火薬類取締法第20条第2項の規定に基づく火薬類の運搬に関する内閣府令(鉄道、軌道、索道及び無軌条電車による場合は火薬類運送規則)で定める技術上の基準に適合した木箱に4.1.1で収納された爆破薬を収納する。細部は付図4による。”を

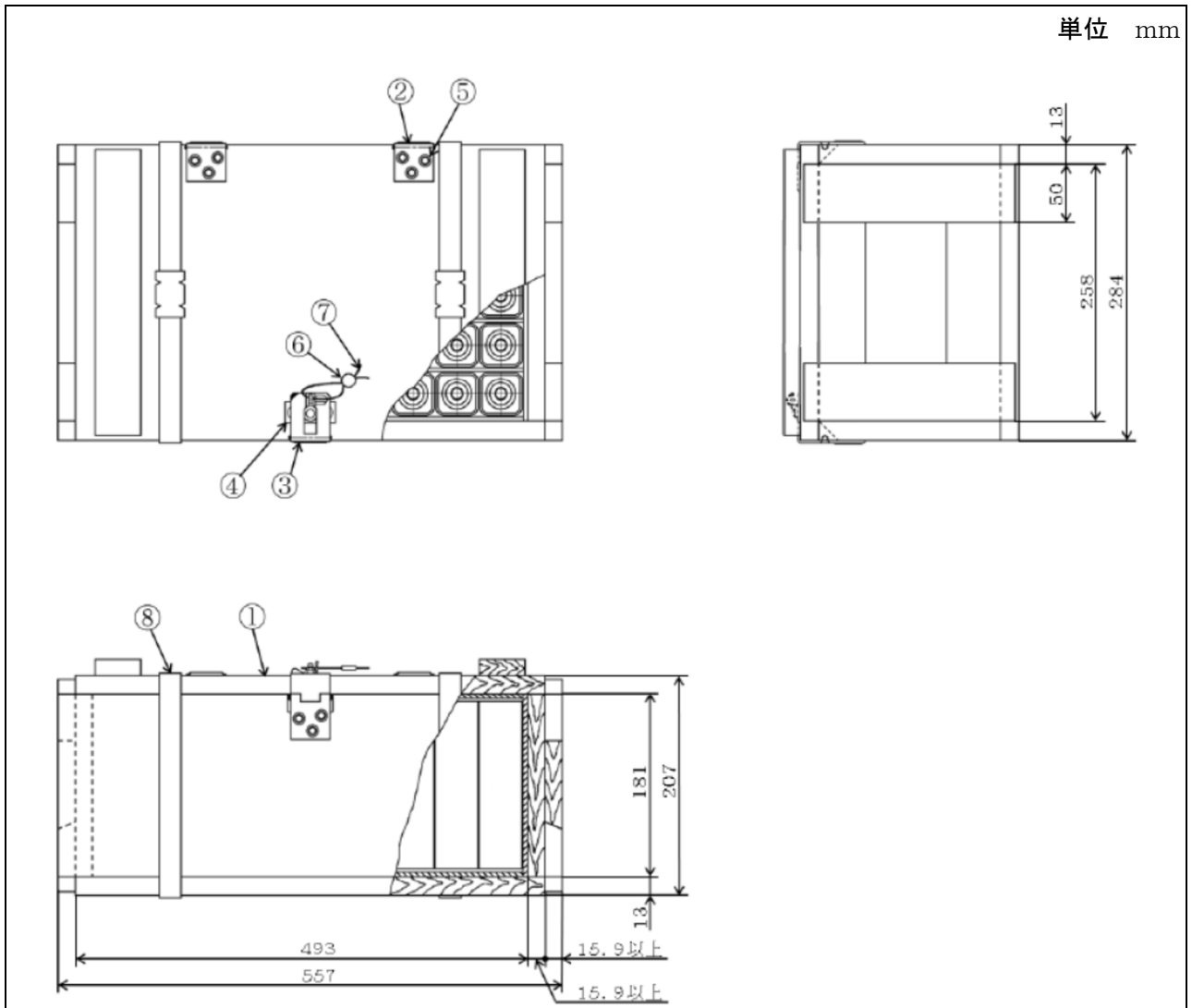
“外装は、火薬類取締法第20条第2項の規定に基づく火薬類の運搬に関する内閣府令(鉄道、軌道、索道及び無軌条電車による場合は火薬類運送規則)で定める技術上の基準に適合した木箱に4.1.1で収納された爆破薬を収納するとし、付図4又は付図5による。細部は、調達要領指定書によって指定する。”に改める。

5.3 弾薬諸元票

“契約の相手方は、付図5によって弾薬諸元票を作成し、調達要領指定書によって指定する場合を除き、製品の納入時にロットごとに22部を提出する。”を

“契約の相手方は、付図6によって弾薬諸元票を作成し、調達要領指定書によって指定する場合を除き、製品の納入時にロットごとに22部を提出する。”に改める。

付図5 を次のように改める。



注記1 木箱の構成木材は、ラワン材及び杉材を除いたものとする。

注記2 寸法は、標準を示す。

8	鋼帯	鋼	2	JIS G 3141 幅15 mm以上
7	封印鉛用針金	鋼線	1	—
6	封印鉛	鉛		—
5	さら木ねじ	鋼	17	—
4	止め金	—	1	—
3	掛け金	—		—
2	蝶番	—	2	—
1	木箱	木材	—	—

番号	品名		材料	数量	注記	
図番	付図5	名称	包装要領		尺度	—
防 衛 省						

付図5 弾薬諸元票の様式 中

“検査官氏名 印^{aa)}”を“検査官氏名^{aa)}”に
“図番 付図5”を“図番 付図6”に改める。

付図5 弾薬諸元票の様式(続き) 中

“検査官氏名, 印”を“検査官氏名”に
“最終製品検査担当官の官職, 氏名及び印”を“最終製品検査担当官の官職, 氏名”に
“図番 付図5”を“図番 付図6”に改める。

防衛省仕様書

1号TNT爆破薬

(CHARGE, DEMOLITION)

D S P
Y 7007F

制定 昭和 56年3月27日

改正 令和 3年2月22日

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、1号TNT爆破薬(以下、爆破薬という。)について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は、JIS Z 9015-1及びNDS Y 0001による。

1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は、表1による。

表1-製品の呼び方

製品の呼び方	物品番号	DODIC
1号TNT爆破薬	1375-200-0681-5	M032J

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

JIS B 1112	十字穴付き木ねじ
JIS G 3141	冷間圧延鋼板及び鋼帯
JIS G 3303	ぶりき及びぶりき原板
JIS K 5651	アミノアルキド樹脂塗料
JIS P 3401	クラフト紙
JIS Z 9015-1	計数值検査に対する抜取検査手順-第1部:ロットごとの検査に対するAQL指標型抜取検査方式
NDS K 4301	トリニトロトルエン(弾薬用)
NDS Y 0001	弾薬用語
NDS Z 0001	包装の総則
NDS Z 8201	標準色

b) 仕様書

DSP Z 9008	品質管理等共通仕様書
------------	------------

c) 法令等

火薬類取締法(昭和25年法律第149号)

火薬類の運搬に関する内閣府令(昭和35年総理府令第65号)

火薬類運送規則(昭和36年運輸省令第1号)

2 製品に関する要求

2.1 構成

構成は、付図1による。

Y 7007F

2.2 材料・部品

材料及び部品は、付図 1 による。

2.3 構造・形状・寸法・質量

構造、形状、寸法及び質量は、付図 1 による。

2.4 外観・成分・性能

2.4.1 外観

外観は、割れ、破損、鋭利な角、きずなどの欠陥がなく、さび、油脂類、汚れその他の異物が付着してはならない。

2.4.2 成分・性能

成分及び性能は、NDS K 4301 の等級 I による。

なお、TNT の填薬比重は 1.46 ± 0.05 g/ml でなければならない。

2.5 塗装

塗装は、次による。

- 体、蓋の色は、NDS Z 8201 の色番号 3313 (オリーブ色 2.5Y4/2) とする。
- 体の外表面全部に無色透明な塩化ビニル樹脂(市販品)を塗布する。
- 蓋の両面に JIS K 5651 の塗料を塗布し乾燥した後、外表面にワニス を 1 回塗りする。

2.6 製品の表示

製品の表示は、付図 2 による。

2.7 品質管理

品質管理は、DSP Z 9008 によるものとし、要求事項は、DSP Z 9008 の表 1 の b による。

3 品質保証

3.1 検査

検査は、表 2 によるほか、契約担当官等の定める監督及び検査実施要領による。

表 2－検査項目・試料数・試験方法・判定基準

検査項目	試料数(個)	試験方法	判定基準
材料	—	—	2.2 による。
TNT の填薬比重	3 (ブロック)	<p>精度 0.1 g の天びんを使用して、次のとおりに行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> ブロックを空气中でひょう量し、記録する。 ブロックを溶融パラフィン(密度 0.9 g/ml)中に浸せきし、薄く皮膜を施した後、取り出してひょう量し、記録する。 パラフィン皮膜を施したブロックを細い糸で縛り、水中(温度差を 1℃以内に保持し、記録する。)につり下げ、雷管孔に水が完全に浸せきした後、水中でひょう量し、記録する。 次式によって TNT の填薬比重を算出する。 $I_d = \frac{0.9DM}{M - 0.1N - 0.9W}$ <p>ここに、I_d: 填薬比重 D: 測定時の温度に対する水の密度 M: ブロックの質量 N: パラフィン皮膜を施したブロックの質量 W: パラフィン皮膜を施したブロックの水中での質量</p>	2.4.2 による。 Ac 0 Re 1
蓋の引張強さ	25	<p>爆破薬を試験装置に固定し、蓋を引き離す方向に 137 ± 0.49 N の負荷を加える。これによって蓋が離脱したか、動いたかを調べる。</p>	2.4.2 による。 Ac 1 Re 3
寸法	—	—	2.3 及び 3.5 による。
外観	—	—	2.4.1 及び 3.5 による。

表 2－検査項目・試料数・試験方法・判定基準（続き）

検査項目	試料数(個)	試験方法	判定基準
包装	—	—	箇条 4 による。
注記 蓋の引張強さ試験において不良品が 2 個の場合は再試験を実施してもよい。再試験において不良品が 1 個出た場合は不適合とする。			

3.2 検査系列

検査系列は、付図 3 による。

3.3 試料の抜取り

試料の抜取りは、JIS Z 9015-1 によって行い、検査水準は、通常検査水準の II とする。ただし、破壊を伴う検査の試料数は、表 2 による。

3.4 ロットの大きさ

ロットの大きさは、調達要領指定書によって指定する場合を除き、同一製造設備において同一の条件、仕様書及び図面によって製造される量とする。

3.5 欠点分類と AQL との関係

欠点分類と AQL との関係は、表 3 による。

表 3－欠点分類と AQL

項目		AQL			
		重欠点		軽欠点	
		0.25	0.40	0.40	2.50
寸法測定	雷管孔の深さが浅いもの	—	○	—	—
	雷管孔の直径が小さいもの	—	○	—	—
	雷管孔座ぐりの深さが浅いもの	—	○	—	—
	雷管孔座ぐりの直径が小さいもの	—	○	—	—
	蓋のねじ込み部の内径及び切り込みが不良なもの	—	—	—	○
	全長が長いもの	—	—	—	○
	蓋の幅又は対角寸法が大きいもの	—	—	—	○
目視	切りきず、裂け又は小さい穴があるもの	○	—	—	—
	ディスクがないもの	—	—	—	○
	塗装が不適当なもの又は不十分なもの	—	—	—	○
	表示が誤っているもの又は不明瞭なもの	—	—	—	○
	外観が不良なもの	—	—	○	—

4 出荷条件

4.1 包装

4.1.1 内装

内装は、爆破薬 50 個（雷管孔を上にして 1 列 10 個とする。）をターポリン紙で包装する。

4.1.2 外装

外装は、火薬類取締法第 20 条第 2 項の規定に基づく火薬類の運搬に関する内閣府令（鉄道、軌道、索道及び無軌条電車による場合は火薬類運送規則）で定める技術上の基準に適合した木箱に 4.1.1 で収納された爆破薬を収納する。細部は付図 4 による。

4.1.3 端数包装

端数が生じた場合は、緩衝材を空所に入れて包装し、端数であることの表示を行う。

4.2 包装の表示

包装の表示は、NDS Z 0001 の表示・標識による。ただし、表示位置及び項目は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表 4 による。

表4－包装の表示

表示位置		1面	2面	5面及び6面
内装	表示内容	DODIC 名称 ロット番号 製造年月	—	—
外装		火工品 衝撃注意 坑道内使用厳禁	防衛省 坑道内使用厳禁 物品番号 名称 爆薬の種類 DODIC 数量 ロット番号 製造所名 容積 質量 製造年月 例 2020年10月	DODIC ロット番号

5 その他の指示

5.1 官給品

官給品がある場合は、調達要領指定書によって指定する。

5.2 承認用図面

契約の相手方は、爆破薬の製造に先立ち、承認用図面を提出し、契約担当官等の承認を受けなければならない。

5.3 弾薬諸元票

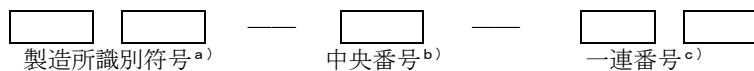
契約の相手方は、付図5によって弾薬諸元票を作成し、調達要領指定書によって指定する場合を除き、製品の納入時にロットごとに22部を提出する。

5.4 寄託品

寄託品は、調達要領指定書によって指定する。

5.5 ロット番号

ロット番号は、次による。



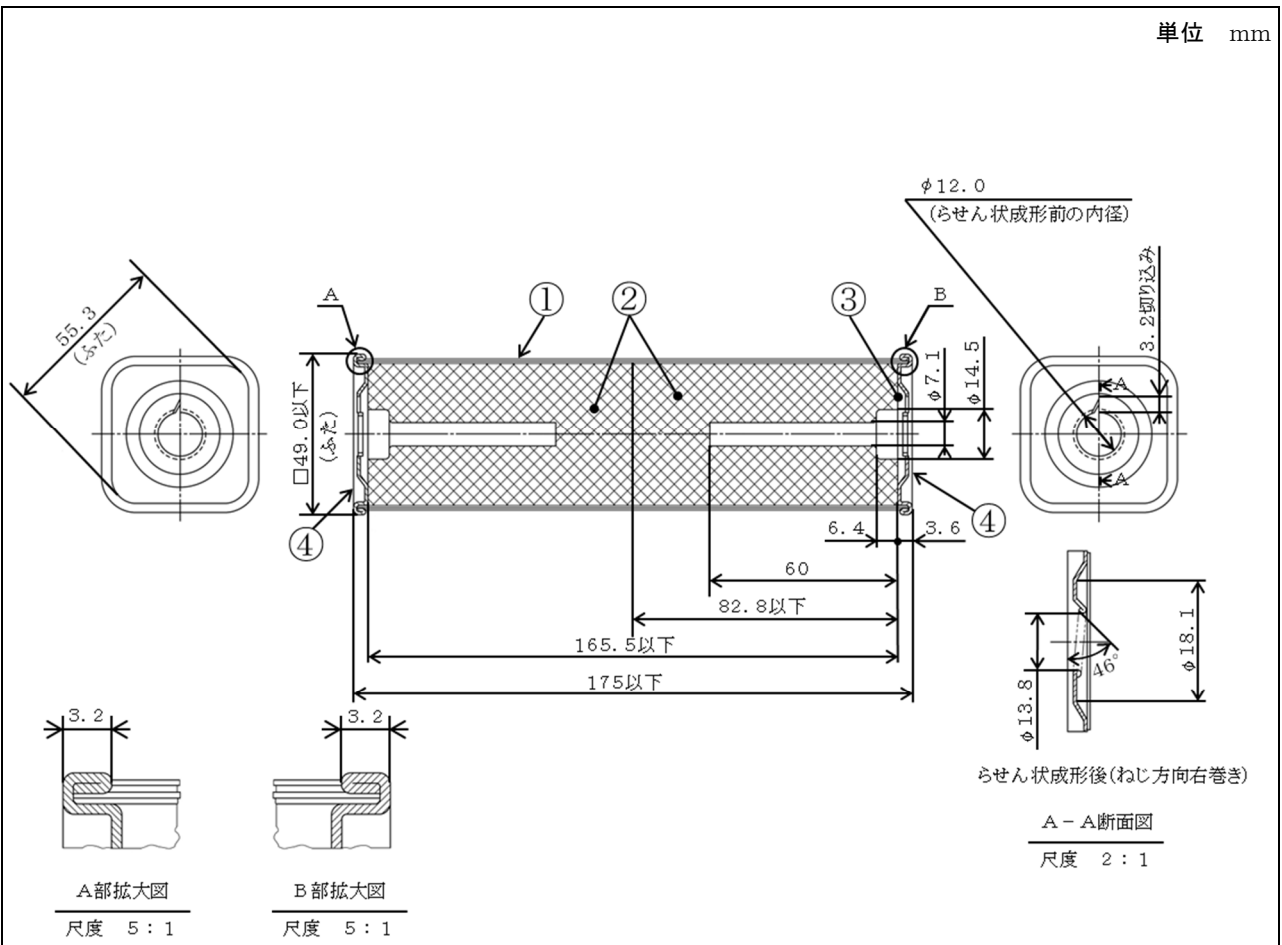
注^{a)} 製造所の識別を示す略号をアルファベット2～3文字で表す。

注^{b)} 製造所ごとの類似の爆破薬を識別するために爆破薬ごとに1台、10台、20台…の番号を順次に付与する。設計変更又は製造工程の変更が行われた場合には、逐次大きい数字に変更を行う。

注^{c)} 1から始まり順次欠番なく付与する。ただし、中央番号が変更された場合は、新たに1から始まる番号を付与する。

図1－ロット番号

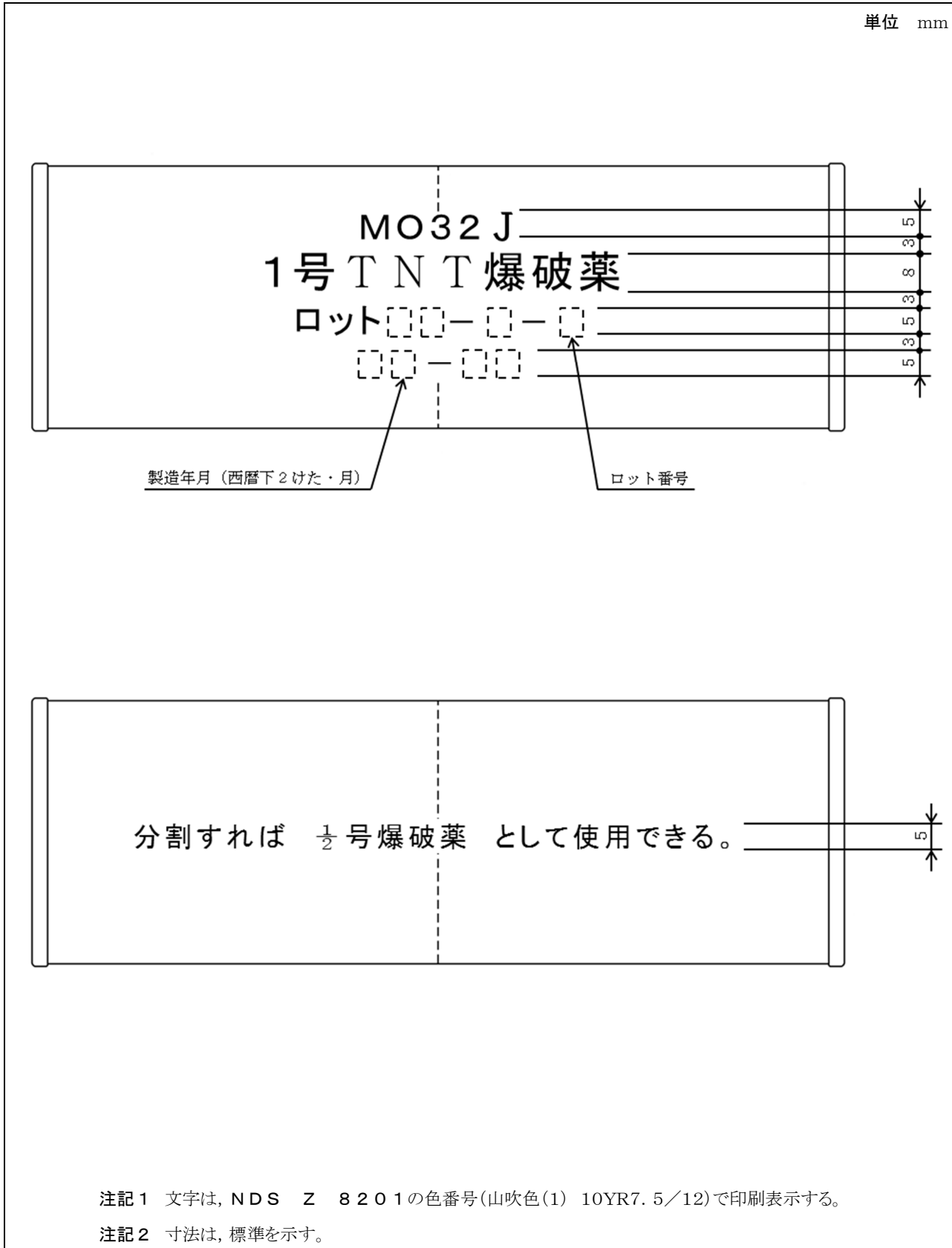
単位 mm



注記1 公差なき寸法は、標準を示す。

注記2 質量は、500 gを標準とする。

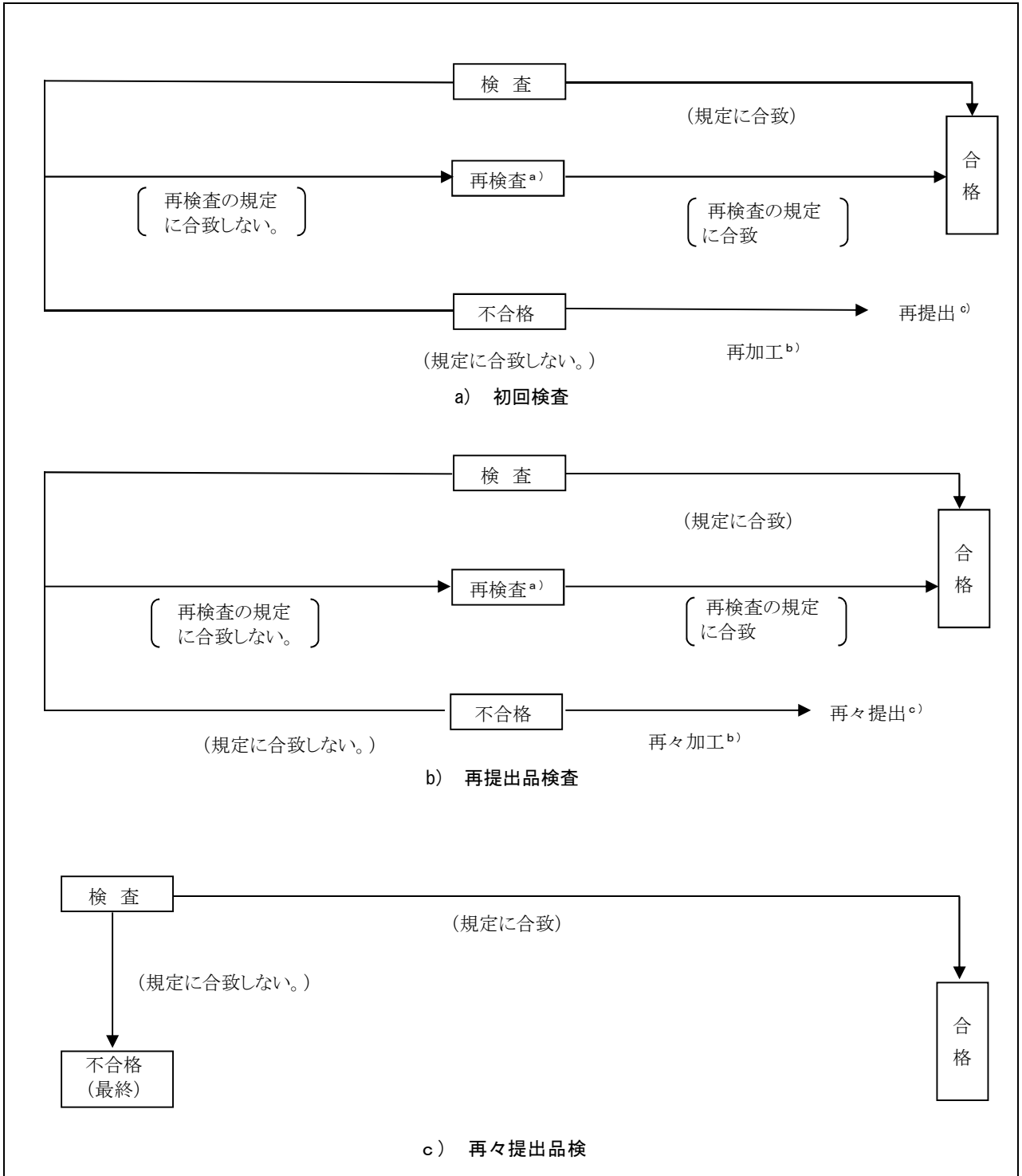
4	蓋	ぶりき板	2	JIS G 3303の電気めっきぶりき
3	ディスク	クラフト紙	1	JIS P 3401の両面にパラフィン を塗布する。
2	ブロック	TNT	2	NDS K 4301の等級1 質量は、450 ⁺¹⁰ ₋₂₀ gとし、2個のブロックの質 量の和とする。
1	体	耐水性ファイバーボード	1	—
番号	品名		数量	注記
図番	付図1	名称	1号TNT爆破薬組立	
			尺度	—
防 衛 省				



注記1 文字は、NDS Z 8201の色番号(山吹色(1) 10YR7.5/12)で印刷表示する。

注記2 寸法は、標準を示す。

図番	付図2	名称	製品の表示	尺度	—
防 衛 省					



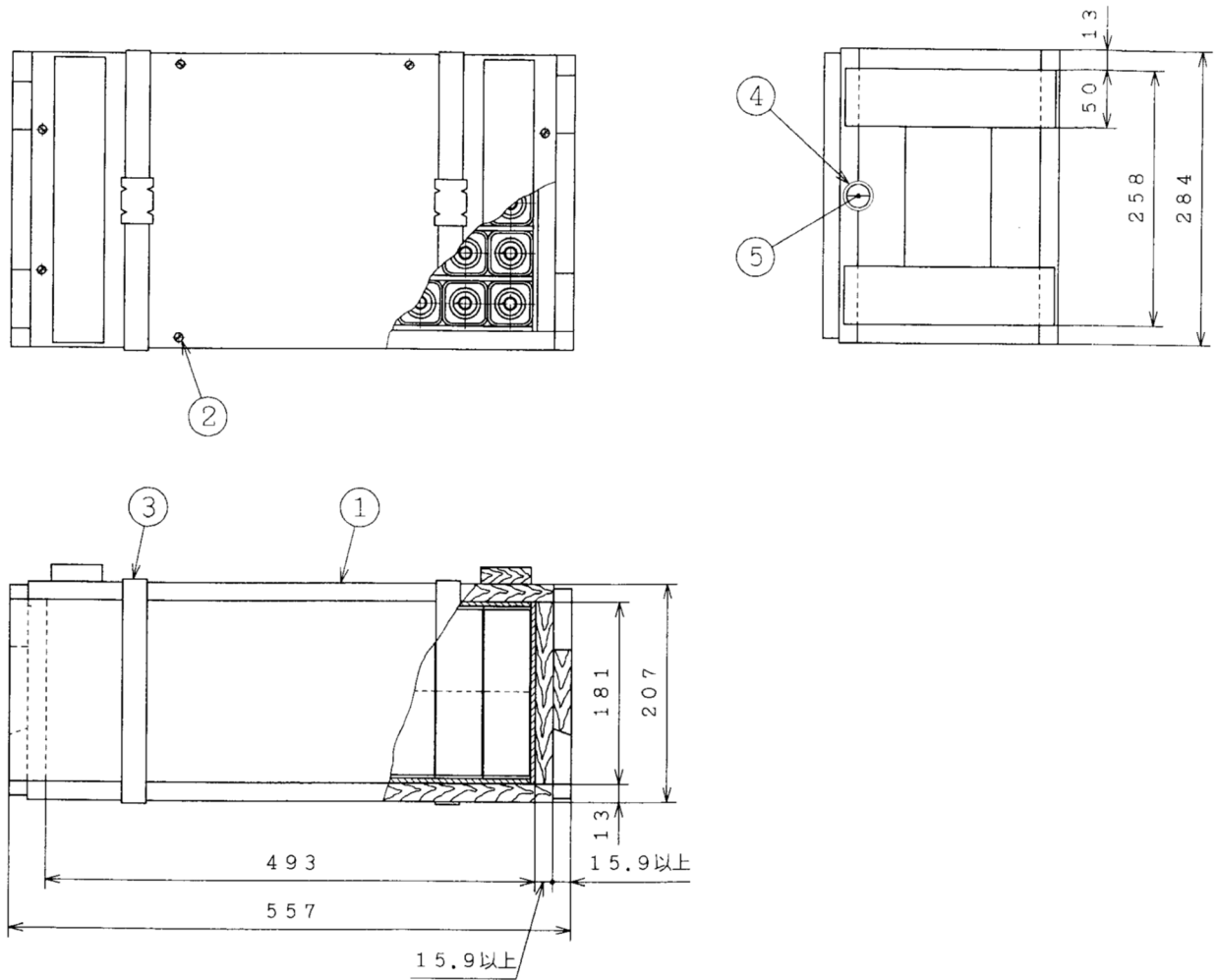
注^{a)} 再検査とは、提出されたロットに何ら手を加えることなく、提出されたままの状態のものから最初の検査の倍数の試料を抜き取り、再び検査を行うことをいう。

注^{b)} 再加工(再々加工)とは、不合格となったロットの修理、選別、乾燥、再処理などを行うことをいう。

注^{c)} 再提出(再々提出)とは、不合格となったロットを再加工(再々加工)して、再び検査に提出することをいう。

図番	付図3	名称	検査系列	尺度	—
防 衛 省					

単位 mm



注記 1 木箱の構成木材は、ラワン材及び杉材を除いたものとする。

注記 2 寸法は、標準を示す。

5	ステーブル	鋼	2	—	
4	封印紙	マニラ紙		—	
3	鋼帯	鋼		JIS G 3141 幅15 mm以上	
2	さら木ねじ	黄銅	8	JIS B 1112 3.5×32	
1	木箱	木材	—	—	
番号	品名		材料	数量	注記
図番	付図4	名称	包装要領		尺度
防 衛 省					

製造所名 ^{a)}		弾薬諸元票		物品番号 (DOD I C又は弾火薬コード番号) ^{b)}		
				包装諸元 ^{c)}		
契約の相手方 ^{d)}		認証番号 ^{e)}		製造数量 ^{f)}		
製造開始年月 ^{g)}		製造完了年月 ^{h)}		図面, 変更 ⁱ⁾		仕様書, 変更 ^{j)}
検査年月日 ^{k)}		生産系列 ^{l)}	弾量標識 ^{m)}			
爆薬質量 ⁿ⁾		速度 ^{o)}		圧力 ^{p)}		完成品質量 ^{q)}
構成 (必要あれば裏面に続く。) ^{r)}						
構成部品 ^{s)}	図面番号 ^{t)}	制式又は形(型)式 ^{u)}	製造者 ^{v)}	製造年月 ^{w)}	ロット番号 ^{x)}	数量 ^{y)}
判定 ^{z)}			検査官氏名			印 ^{a a)}
品名 ^{a b)}			ロット番号 ^{a c)}			

a) 表面

構成部品 ^{s)}	図面番号 ^{t)}	制式又は形(型)式 ^{u)}	製造者 ^{v)}	製造年月 ^{w)}	ロット番号 ^{x)}	数量 ^{y)}
注記 ^{a d)} 符号 ※工程変更 ^{a e)} , ※※特異事項 ^{a f)} , ※※※その他 ^{a g)}						
納入状況 (契約を異にして納入する場合)						
認証番号	納入年月	納入数量				

b) 裏面

注記 注の説明は、次に示す。

図番	付図5	名称	弾薬諸元票の様式	尺度	—
防 衛 省					

符号	項目	記入内容
a)	製造所名	製品の最終製造所名
b)	物品番号	製品の物品番号(DODIC又は弾火薬コード番号)
c)	包装諸元	出荷状態の包装方法
d)	契約の相手方	契約の相手方の名称
e)	認証番号	認証番号
f)	製造数量	製造数量
g)	製造開始年月	製造を開始した年月
h)	製造完了年月	製造を完了した年月
i)	図面, 変更	記入しない。
j)	仕様書, 変更	契約製品の仕様書番号及び変更根拠
k)	検査年月日	検査年月日
l)	生産系列	記入しない。
m)	弾量標識	記入しない。
n)	爆薬質量	完成品1個当たりの質量
o)	速度	記入しない。
p)	圧力	記入しない。
q)	完成品質量	完成品1発当たりの質量
r)	構成	構成は, ^{s)} ~ ^{y)} による。
s)	構成部品	仕様書, 図面などに示してある主要部品名を記入する。
t)	図面番号	^{s)} の部品の図面番号及び輸入弾(ノックダウン生産品並びにライセンス生産品)における技術情報資料番号を記入する。ピースマーク及び変更番号も併せて記入する。
u)	制式又は形(型)式	制式又は形(型)式の定まっているものは, その名称又は形(型)式番号を記入する。
v)	製造者	部品のロットごとの製造業者名を記入する。 なお, 寄託品については, “寄託品”と記入する。
w)	製造年月	部品の製造開始年月と製造完了年月を記入する。
x)	ロット番号	部品のロット番号を記入する。
y)	数量	部品が2ロット以上になる場合は, 各ロットの数量を記入する。1ロットの場合は, 記入しなくてもよい。
z)	判定	合格
a a)	検査官氏名, 印	最終製品検査担当官の官職, 氏名及び印
a b)	品名	1号TNT爆破薬
a c)	ロット番号	納入品のロット番号
a d)	注記	注記は, ^{a e)} ~ ^{a g)} による。
a e)	工程変更	工程を変更した場合は, “※”の符号を付けその内容を記入する。工程変更には, 生産ライン, 製造装置, 製造方法などを含み, 契約担当官等の承認を得たものは, 承認番号及び日付を記入する。
a f)	特異事項	特異事項は, 再加工又は契約不適合補修などを行った場合, その原因となった事項を“※※”の符号を付けて記入する。
a g)	その他	必要な事項を“※※※”の符号を付けて記入する。

注記1 符号は, 弾薬諸元票の中の符号を示す。

注記2 弾薬諸元票の紙質は, マニラ荷札(ボール紙)又は同等品とし, 大きさは, 127 mm×203 mmとする。

図番	付図5	名称	弾薬諸元票の様式(続き)	尺度	—
防 衛 省					